



# テミス通信

第 42 号 / 2019年11月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



武庫川 髭の渡し

気候正義 (climate justice) という言葉があります。

主として先進国に暮らす人々が化石燃料を大量消費してきたことにより、地球が温暖化し、さまざまな気候変動が起きていますが、これによって被害を受けるのは、恩恵を受けてこなかった途上国の人たちや、一番に影響を受けるにも関わらず、意思決定に加われない子ども達です。こうした不公平さを国際的な人権問題と認識し、この不正義を正して温暖化を止めなければならないという認識を言い表したものです。グレタ・トゥーンベリさんのニューヨークでの国連気候行動サミットでのスピーチに、「できない理由を探すより、できる方法を考えろ、大人達!」と、突きつけられたように思いました。ひとりひとりが気づき、行動しないとイケませんね。

テミス通信第42号は、「災害に備える」をメインテーマにお届けします。 (佐井恵子)

## お正月休みのお知らせ

年末年始は

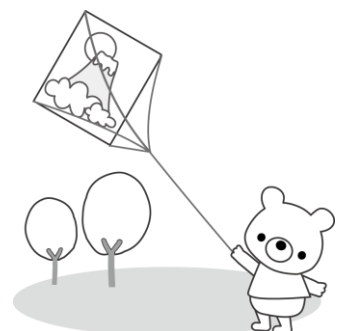
令和元年12月28日(土)から令和2年1月5日(日)まで

お休みをいただきます。

年内の登記をお考えの方は、12月16日(月)までにご依頼下さい。

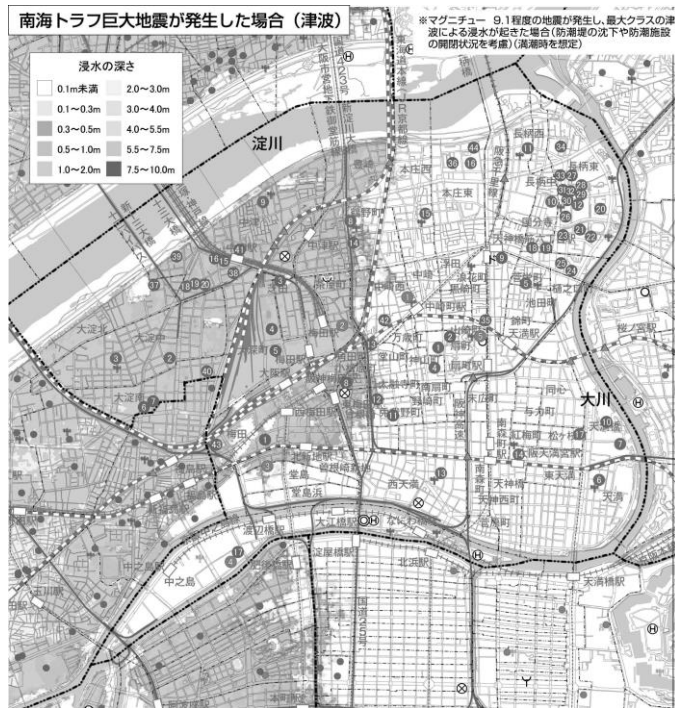
新年最初の登記申請は、1月6日(月)になります。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



## 大阪市北区 職場での防災を考える

11月7日、当事務所にて『大阪北区 ジシン本 (BOOK)』防災出張ミニ講座を受講しました。都市空間企画研究所から講師をお招きし、動画視聴とワークショップのあと、グループディスカッションを行いました。事務所外からも10名にご参加いただき、活発な議論が行われました。ご参加いただいたみなさま、ありがとうございました！



北区ホームページ ハザードマップ

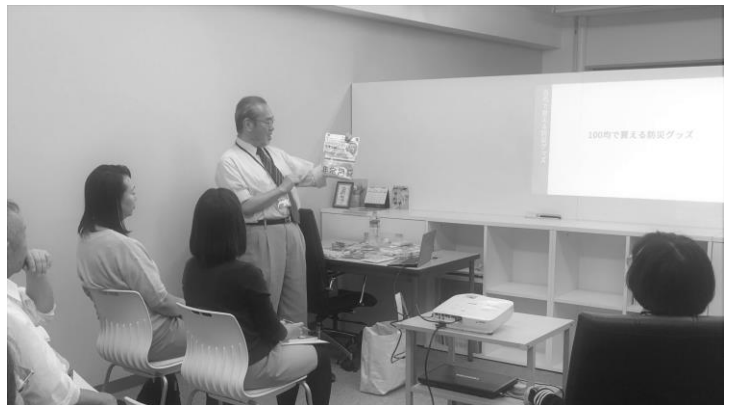
### 北区に津波が来る！！

左図は南海トラフ巨大地震が発生した想定津波到達区域を示したハザードマップとなります。北区の西側は灰色、大きい横揺れの地震が発生した後、2時間で津波が到達します。梅田・大阪駅周辺は地下空間が浸水する可能性があり、地下鉄始め公共交通機関はストップします。

今回ショックだったのは、大阪への救援は後回しになること、更に、市内でも速やかな救助を期待できないこと！救助は病院→市役所→高層マンション→マンション→個人住宅→事業所と、われわれ事業所は後回しになります。その点を覚悟して、命を守るために日頃の備えが必要であると強く感じました。

### 持ち出し袋を用意しよう

ワークショップでは、100均ショップで購入できる防災グッズを紹介してもらいました。まず大切な水を運ぶタンク、折りたためるものがあります。飲料・食用水は1人に1日3リットル必要です。水に関しては日頃から、浴槽に水を溜めておく、ウォーターディスペンサーを使用しているとストックと併せて40リットルが備蓄できる計算になる等ご意見をいただきました。職場からどうしても自宅に帰らなければならない方、運動靴とヘルメット、ヘッドライトをご用意ください。一度、ハザードマップでルート安全性を確認し、歩いてみるのもよいでしょう。「食料備蓄は1週間分」が基本ですが、事業所ではローリングストックも難しいでしょう。後述の連絡会でも備蓄管理が問題に上がりました。



1週間が無理ならせめて3日分でも備え、社員に備蓄について知らせることが大切です。

### ビル、マンションで震災後に気をつけるべきこと

水道が貯水槽を使用しているビル、マンションは注意が必要です。停電時は水道が使えませんし、量に限りがあるので、予めビル等でルールを作っておく必要があります。

電気室が地下にある場合は、浸水してしまうと復旧に日数がかかり、停電に加え断水も長期間続きます。貯水槽が屋上にある場合は、タンクを使い切るまで水が出ますが、安易にお風呂に水を溜める等してしまうと、飲み水として使用できなくなります。また、配管自体にひびが入ってしまえば、下のフロアに水が漏れる恐れがあるので、震災後の水道利用は慎重に、予め決められたルール内で使用しなければなりません。

### 災害時のスマホ利用

スマホの充電器は、乾電池式を選んでください！ 被災地では通話が繋がりませんが、メールやSNSは比較的制限がかかりにくいそうです。（但し最低限の安否確認を除き「災害発生後6時間はインターネットにつながらない」ことが大切です。本当に救助が必要な人が通信制限で救助が呼べない等、人命に関わります。詳しくはSo-netホームページ『防災マニュアル いざという時のインターネットの使い方！』をご覧ください。）SNSでは、いたずらに拡散するのではなく電話が繋がる地域から通報するよう、また救助してもらえるよう、居場所や何をお願いしたいか具体的な情報を発信しましょう。

### 北区防災パートナー

佐井司法書士法人は防災パートナーに登録しており、「消火・救助・救護活動の被害軽減活動及び被害状況の情報伝達、無料法律相談、防災訓練等、減災活動への協力、インターネット等の広告媒体を通じた区民等への呼びかけ協力、その他災害対策に必要な協力」の助力ができればと考えております。防災パートナーとは、災害発生時、地域や行政と連携して防災・減災活動に協力する企業、団体を登録する制度です。残念ながら、災害時避難所は北区居住者の5人に1人のキャパシティしかありませんが、しかし、助けが必要な人々と手助けできる人々のマッチングが避難所を窓口に行われます。みなさま、必ず最寄りの避難所を覚えておいてください。

さて、防災ミニ講座の翌日、北区役所にて令和元年度北区防災パートナー連絡会に参加し、講習・ワークショップを受けました。事務所の自助として備えるべきこと、地域への協力としてどんなことができるか、たくさん考えさせられました。近隣の防災パートナーのお話も聴け、とても感銘を受けました。ご紹介させていただきたいのが、災害用ダイヤル171の普及に努めておられる日本基督教団天満教会様、171ダイヤルの使い方を丁寧に教えていただきました。伝言は、最大20回までは吹き込んで消えず、最新のものから聞けるそうです。家族や職場で安否確認の手段として利用したいですね。

使い方は、【録音】☎171→1→自分の電話番号→メッセージを残す、【再生】☎171→2→相手の電話番号→メッセージを聞く、です。災害時にしか使うことしかできませんが、毎月1、15日、三が日、防災週間等は体験利用できます。一度利用してみたいかがでしょうか。



今回ご紹介した『大阪北区ジシン本』は、YouTubeの動画を視聴して区役所地域課の窓口でアンケートと引き替えにもらう、またはホームページでPDF版をダウンロードできます。情報がぎゅぎゅっと詰まったガイドブックですので、是非ご覧ください。  
(佐井陽子)

## 会社法改正案が国会に提出されています

平成27年の会社法改正に続き、新たに会社法改正が検討されています。今回の改正も前回に引き続き組織ガバナンスの強化を図ることが軸となっており、10月に国会に法案が提出されています。法務大臣の辞任もあり審議の進行は読めませんが、早ければ2020年にも施行される可能性もあります。以下、現在提出されている法案から会社法改正案の全体概要、とりわけ注目（司法書士の目線）の改正部分をご紹介します。

### 会社法改正案の全体概要

項目	概要	登記との関わり
役員関係	・ 上場企業等に対して社外取締役の選任を義務化	
	・ 取締役の報酬決定方針の策定	あり
	・ 役員に対する補償契約、保険契約の整備	
	・ 役員の欠格条項の整備	
	・ 社外取締役への業務執行の委託	
株主総会関係	・ 株主総会資料の電子提供制度	あり
	・ 株主提案権の制限	
	・ 議決権行使書面の閲覧手続きの整備	
社債、組織再編、訴訟	・ 社債管理補助者制度の創設	
	・ 株式交付制度の創設	あり
	・ 責任追及の訴えに係る和解の同意	
登記制度	・ 新株予約権に関する登記の見直し	あり
	・ 会社支店所在地の登記の廃止	あり

### 上場企業等に対して社外取締役の選任を義務化

改正の目玉はやはり、上場企業に対して社外取締役の設置を義務化するという点です。

平成27年の改正では、社外取締役の設置をしない上場企業には、株主総会において説明義務を課し、実質的に社外取締役の設置を促してきましたが、そのハードルが更に高まり義務化を求める改正案となっております。これに伴い、上場企業が社外取締役を設置しないという選択肢はなくなります。

### 会社支店所在地の登記の廃止

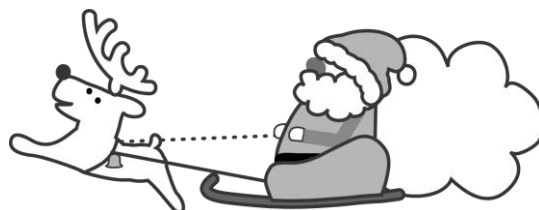
支店登記をしている会社は、支店所在地の法務局で「支店登記簿」を取得することができるのですが、見る機会はほとんどなく、登記簿が存在することを知らない方も多いと思われます。郵送やオンラインで日本全国の登記簿が取得できる現在、あえて何かに利用されているという実情もなく、支店登記の廃止という流れは当然かと思えます。

### 役員の欠格条項の整備

現行では、成年被後見人、被保佐人は、役員に就任することができませんが、改正案では、後見人等の同意を得ることで就任が認められることとなります。本人の権利を守るための後見制度ですが、役員に就けないことを理由に利用を躊躇する例もあったため、見直されることとなりました。

法改正の進捗を見て、本日紹介できなかった部分を含め、詳細について、またご紹介したいと思いますので、ご期待下さい。

(山添健志)





## スタッフ紹介・拡大版 ～今年の思い出～

今年も残すところわずかとなりました。2019年、私たちはこんな年でした！！



席札に注目を！ ついに「新婦 母」となりました。（司法書士 佐井恵子）



夏休みに家族で出掛けた富士登山です。サポートしようと思っていた息子達が逆に私の荷物を持ってくれたり、元気づけてくれたりして、世代交代の寂しさを感じつつも息子たちの成長を嬉しく思いました。

（事務局 後藤葵）



20年ぶりにディズニーランドに！羽目ははずしました！（司法書士 山添健志）



映画ラストエンペラーを観て以来、いつか行ってみたいと思っていた紫禁城や天安門広場。中国の重要文化財に触れることができ本当に良い思い出になりました。

（事務局 中村佐和子）



↑人生初スプーン曲げ挑戦。無理でした。←今年読んだ本。18年ぶり十二国記新刊ですよ！！続きが楽しみです。（事務局 佐井陽子）

## セミナーのご案内

「よくわかる！不動産登記の基礎知識 登記簿の見方 講座」を開催します。不動産登記簿を見る機会があっても、理解できているかといわれれば自信がない・・・そんなみなさまの日常のお仕事に役立てていただける知識を、登記のプロである司法書士が、分かりやすくご説明します。読み方を知れば、不動産登記簿から色々なことが分かります。ふるってご参加ください。  
(山添健志)

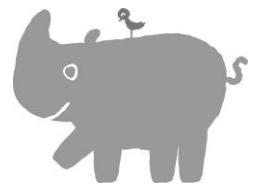
開催日時	1月22日(水)
	18時00分～20時00分
受講料	1,000円(顧問先様 無料)
定員	先着10名様



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。出淵光男様、もりた歯科医院 森田和子様、七転八起 岸本正明様、本郷・藤原法律事務所様、木ノ宮法律事務所様、門垣佳代子様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

## テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・1919年(大正8年)に設立された大阪司法書士会100周年を祝う記念式典に参列しました。長い歴史！と思っはみたものの、私は1981年1月に登録しましたので、司法書士となって38年。なんと、3分の1どころではありません！転機は色々ありましたが、実感としては、あつという間のことです。見守り、応援いただいた皆さまには、感謝の気持ちしかありません。ありがとうございます。
- ・未だ蒸し暑い9月20日に開幕したラグビーワールドカップは、11月2日の南アフリカ優勝で幕を閉じました。気がつけば、季節は晩秋に入り、心はラグビーロス( ^\_^;) にわかファンではありましたが、応援に力が入りました。ベスト8を公言し、見事に達成した日本チームに、驚きと感動をもらいました。チーム競技最高！！
- ・事務局の中村佐和子が、11月末をもって退職いたします。お疲様、そしてありがとう。今後の活躍を祈りつつ、メッセージを預かりましたのでここに披露します。(佐井恵子)
- ・事務所でお世話になった7年半で、多くの依頼者様と出会うことができたご縁に感謝しています。名前と顔を覚えて下さる方々が増え、長くお付き合いさせていただけたことを嬉しく思います。佐井先生から事務所新聞を作りたいと伺った時、本当に面白い試みだと思いました。どんな反応があるのかワクワクドキドキしながら始めたテミス通信。今では多くの皆様に読んでいただけるものになり、思い出がたくさん詰まっています。これからは私も読者として、テミス通信が長く続くことを楽しみにしています。本当にお世話になり、ありがとうございました。(中村佐和子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>